

佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月10日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第 5 号

佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例

佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例（昭和56年佐賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p><b>第 1 条</b> 特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「政令」という。）<u>第51条第 1 項第15号</u>に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及等に要する資金及び同項第16号に規定する交付金の交付の対象となる公共用施設の運営に要する資金を積み立てるため、佐賀県発電用施設周辺地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p><b>第 6 条</b> 基金は、政令第51条第 1 項第15号に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及等及び同項第16号に規定する交付金の交付の対象となる公共用施設の運営の財源に充てる場合に限り、処分することができる。</p>	<p>(設置)</p> <p><b>第 1 条</b> 特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「政令」という。）<u>第51条第 1 項第 8 号</u>に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置及び運転の円滑化に資する知識の普及等に要する資金及び同項第 9 号に規定する交付金の交付の対象となる公共用施設の運営に要する資金を積み立てるため、佐賀県発電用施設周辺地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p><b>第 6 条</b> 基金は、政令第51条第 1 項第 8 号に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置及び運転の円滑化に資する知識の普及等及び同項第 9 号に規定する交付金の交付の対象となる公共用施設の運営の財源に充てる場合に限り、処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。